

就学手続きの 法制度

弁護士 岩波耕平

東京弁護士会子ども的人権と少年法に関する特別委員会所属

1

権利条約批准のための国内法改正の経緯

- ・ 2006年 国連で障害者権利条約が採択
- ・ 2007年 日本政府が条約に署名

→日本政府が条約を批准しようとしたところ、当事者団体などの多くから、現状の国内法では要求水準を満たしていない旨の指摘

- ・ 2009年 内閣府は、条約批准の前に国内法改正に着手
- ・ 2010年 「改正障害者基本法」が公布・施行
- ・ 2012年 「改正学校教育法施行令」が公布・施行
- ・ 2013年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行

2

障害者権利条約

- ・教育を権利として保障したうえで、その教育は「インクルーシブ」でなければならないとした（第24条1項）。
- ・合理的配慮の提供義務（第24条2項C）。
 - ※合理的配慮の否定は「差別」に含まれる（第2条）。

⇒インクルーシブ教育を全ての学習者の基本的人権とした（インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見4号参照）。

3

排除、分離、統合及びインクルージョンの違い

- ・排除：生徒が直接的または間接的に、教育を受ける権利を妨げられたり、否定されること
- ・分離：障害のある生徒の教育が、障害のない生徒から切り離されて行われること
- ・統合：障害のあるなしに関わらず、同じ教室で教育を行うこと
- ・インクルージョン：単に同じ教室で教育を行うことではなく、子ども一人一人に合った環境を提供するために、障壁を克服するための教育内容や指導内容等の変更をも含む。

※参考：障がい者権利委員会「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」

4

国内法の改正

- ・ 障害者基本法の改正
- ・ 学校教育法施行令の改正
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

5

障害者基本法の改正

改正にあたっては・・・

- ・ インクルーシブな教育制度の構築
- ・ 地域における就学と合理的配慮の確保
- ・ 学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障
- ・ 交流及び共同学習

を実施することが必要とされた。

※参考：障害者制度改革推進会議平成22年12月17日「障害者制度改革の推進のための第二次意見」

6

障害者基本法の改正

・ 第二次意見を踏まえて改正された改正障害者基本法においては、教育の分野においても、障害者本人・保護者の希望に応じて、可能な限り障害者でない者と共に教育を受けられるよう配慮する旨を新たに規定するとともに、そのために必要な人材の確保及び資質の向上等を促進する旨が新たに規定された。

⇒条約の保障するインクルーシブを受けられる権利を国内法に反映。

7

(参考) 改正障害者基本法 16条

- **第十六条** 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- **2** 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- **3** 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- **4** 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

8

学校教育法施行令

改正にあたっては・・・

・ 障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組み

・ 市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則し、最終的には市町村教育委員会が決定すること

が必要とされた。

参考：中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

9

学校教育法施行令の改正

・ 分科会報告を踏まえ、学校教育法施行令が改正

「市町村教育委員会が、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」旨の指摘は、改正令における基本的な前提として位置づけ。

⇒障害の種類と程度による原則分離別学から総合的判断へ

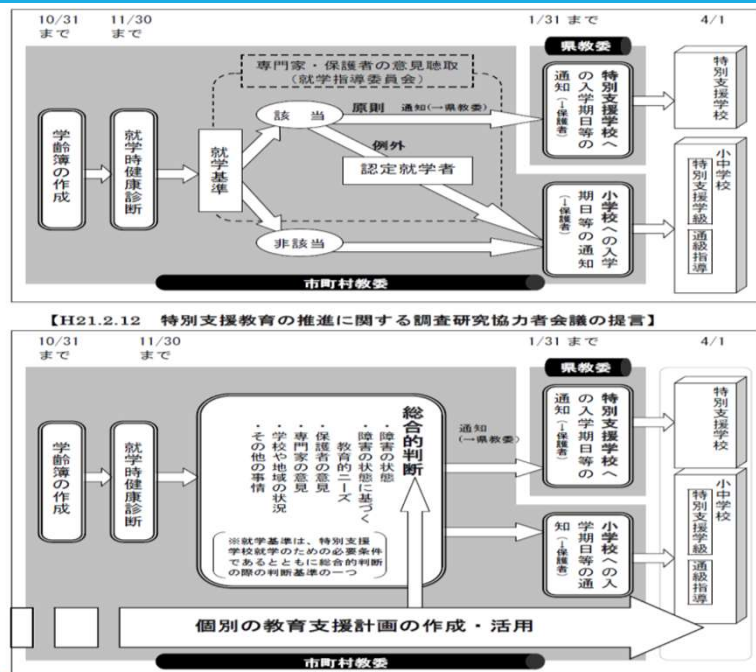
10

(参考) 学校教育法施行令

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

11

総合判断の具体的なイメージ



12

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

改正にあたっては・・・

・ 障害者の求めに応じて障害者が障害のない者と同様に、人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために、必要かつ適切な現状の変更や調整を行わないことを「合理的配慮の不提供」として、差別であると位置づけること

が必要があるとされた。

※参考：障害者政策委員会差別禁止部会平成24年9月14日「差別禁止部会意見」

13

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

⇒障害者差別の禁止のための基本方針が定められ、行政機関に対しては合理的配慮を義務付けたうえで（7条2項）、政府が基本方針を作成し（6条）、各分野ごとに基本方針に即した対応指針を定めることとした（11条）。

14

合理的配慮とは

障害者権利条約第2条

「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

障がいのない子どもと平等に学ぶために、障壁となっているものを取り除いたり、制度（ルール）を変更すること

⇒子ども一人一人の個性に応じた配慮をする必要がある。

15

合理的配慮の具体例

事例1

読み書きに困難が見られるAさん。テストの問題文が読めなかったり、板書を書き写したりすることが難しい。

合理的配慮の例

テストの問題文にルビをふったり、板書を写真に撮る。一部の文字が完璧に書けない場合であっても、その文字を書いたものとみなすなど。

16

事例 2

指示の理解に困難が見られるBさん。

合理的配慮の例

指示を一度にすべて伝えず、一つ一つゆっくりと伝える。
黒板に見通し（この問題を10分考え、10分経ったら丸付けをする等。）を記載しておく。
言葉だけの指示だと十分に理解できない場合には、身振り手振りをや、指示を紙に書くなど。

17

国連障害者権利委員会の総括所見

委員会による懸念事項（抜粋）

- ・ 医学的判断による就学拒否
- ・ 特別支援学校（学級）の存在
- ・ 障害児を普通学校に入学させる準備が整っていないとの認識と事実による入学の拒否
→情報提供義務
- ・ 合理的配慮の提供が不十分

18

委員会による要請（抜粋）

- ・あらゆるレベルの教育において、障害のある生徒が合理的配慮を受けられるようにするなど、普通教育をインクルーシブなものに変えるよう「国」が行動すること。
- ・すべての障害児の普通学校への通学を保障し、普通学校に入りたい子を入れるようにする（拒絶禁止条項の導入）。
⇒保護者の意向が尊重されていない・・・
- ・障害のあるすべての子どもたちが、個々の教育的要求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保障する。

19

法改正により日本のインクルーシブ教育は進んだかに見えるが・・・

国連障害者権利委員会による総括所見では

日本のインクルーシブ教育に対する考え方・制度を
抜本的に変えていく必要があるとの指摘

20